

第5章 津波等対策

【基本方針】

【予防対策】

- 第1節 地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化
- 第2節 水防組織
- 第3節 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化
- 第4節 津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定

【応急対策】

- 第1節 河川、海岸、港湾施設等の応急対策
- 第2節 津波警報・注意報等の伝達体制
- 第3節 津波に対する避難誘導態勢

【復旧対策】

- 第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等

基本方針

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）における津波による甚大な被害は、東北地方や関東地方の太平洋沿岸地域のみならず全国に大きな衝撃を与えるものであった。一方、東京湾はその形状から大きな津波は起こりにくく、歴史的にも東京における津波による大きな被害は確認されていない。また、高潮対策として防潮堤や水門等が東京湾及び河川流域に整備されているため、江東区内に大きな津波が押し寄せる心配はないとされている。

なお、首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）において、「大正関東地震」及び「南海トラフ巨大地震」の津波浸水が想定されており、それぞれの地震における最大値の津波の高さが算出された。

本区の想定津波におけるそれぞれの最大津波高は、「大正関東地震」では、2.22m、「南海トラフ巨大地震」は2.63mと算出されており、河川敷は浸水するが住宅地等は浸水しない想定である。なお、想定地震で対象とした「都心南部直下地震」で発生する津波高は、河川や海岸の堤防を越える高さとはならない想定である。

伊勢湾台風級の高潮の発生を想定して整備されている東京湾の水防施設は、本区を囲む外郭防潮堤が4.466m～6.866mの高さを有しているなど、現在想定されているあらゆる津波の被害を抑えられる前提に基づいている。

しかしながら、最大級の地震動によって防潮堤や水門などが損傷を受け、機能不全に陥った場合においては、現在の想定を超える浸水被害の発生も考えられる。また、東日本大震災の教訓や、河川や運河などに囲まれ海拔ゼロメートル地帯を有する本区の地理的特徴を鑑みると、万一に備え、浸水被害の抑制と確実な避難の実施という両面から十分な対策を講じていく必要があるといえる。そのため、津波からの避難スペースの拡充や、津波警報等の情報収集・伝達体制の強化とともに、防潮堤や水門等、水防施設の耐震性の向上に資する施策

の確実な実施について、国や都に対する継続的な働きかけを行うなど、総合的に安全・安心対策を推進する。

※ 津波高、防潮堤の高さはいずれも海拔（T.P.）表示

■水害時安心協定の締結

民間企業や集合住宅等との協定・覚書の締結による一時避難施設の確保について、地域バランスを考慮した協定締結の推進により、津波に対する避難体制を強化し、区民等の安心感の充足に繋げていく。

■情報伝達、避難誘導

都や関係機関等と連携し、津波警報・注意報等の情報収集・伝達体制を強化するとともに、迅速かつ的確な避難誘導を行うための態勢整備の強化を図る。

予防対策

第1節 地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化

(都港湾局)

都は、高潮対策センターの2拠点化や、通信網の多重化による相互バックアップ機能の強化を図るとともに、陸ごうの閉鎖等を迅速・確実に行えるよう、遠隔制御システムの導入などにより、操作体制の強化に取り組んでいる。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

風水害編

第1部

第2部

第3部

第3節 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

(区総務部)

地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、区は、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、区民や労働者、観光客等にいち早く伝達する体制の強化に継続的に取り組む。

- 津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に伝達する手段に関して、都や他の区市町村及び港湾管理者等と共に検討し、体制の改善に努める。
- 津波警報・注意報等の情報伝達は、防災行政無線（同報無線）や携帯電話（緊急速報メール機能、「東京都防災アプリ」等、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含む）、防災ポータル、防災アプリ、安全安心メールをはじめ、自動起動や連携による放送や情報配信などによる伝達手段の多重化・多様化や、迅速かつ正確な情報伝達の仕組みを整えていく。
- 区民等の適切な避難行動を担保するために、東京湾沿岸部で想定される津波の正確な知識を普及啓発していく。

第4節 津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定

(区総務部)

区は、民間企業や集合住宅の管理組合等と「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」（以下この章において「協定」という。）を締結し、東京湾内湾に大津波警報が発表された場合などにおいて、区民等が一時的に避難できるスペースとして一時避難施設を確保する（資料編その2P.資2-319 II-110「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定等一覧」参照）。これにより、想定を超える津波被害に不安を抱く区民等に安心を提供するとともに、荒川氾濫等、万が一の大規模水害にも備えるものとする。

- 協定の締結に際しては、施設の規模や収容可能人数、指定の地域バランス等を総合的に勘案する。
- 必要に応じ、集合住宅の自治会等と「津波等の水害時における隣保協同に関する覚書」（以下この章において「覚書」という。）を併せて締結し、一時避難施設の円滑な利用体制を整備する。
- 一時避難施設を防災マップや区ホームページへ掲載する等、平時より区民等に対し、その周知に努める。
- 地域防災力の強化を図るため、町会・自治会と、事業所や集合住宅管理組合等との間で、津波等の水害時における一時避難施設としての提供・使用に関する自主的な取決めが図られるよう、必要な情報提供及び支援を行う。
- 都住宅政策本部及び東京都住宅供給公社と「大規模な水害時における緊急避難に関する覚書」を締結し、公共施設や一時避難施設へ避難する時間的余裕がない時には、都営住宅や公社一般賃貸住宅への避難が可能であることについて確認した。

| | |
|------|-----|
| 震災編 | 第1部 |
| | 第2部 |
| | 第3部 |
| 風水害編 | 第4部 |
| | 第1部 |
| | 第2部 |
| | 第3部 |

応急対策

第1節 河川、海岸、港湾施設等の応急対策

(区土木部、深川・城東両消防署)

河川管理施設や海岸保全施設などの応急対策について定める。各施設が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒し、予防措置を実施する。また、被害を受けたときは、速やかに応急・復旧対策を行う。

- 堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止のために、水防活動や必要な場合は応急対策工事を行う。
- 第五建設事務所、江東治水事務所、都建設局河川部、都港湾局東京港建設事務所に速報する。

水防法第7条に基づき水防計画に定められた水防業務の円滑な実施に必要な事項の規定等に従い、各主体間が連携し、速やかに水防活動を実施する。

- 堤防、護岸の崩壊による災害発生及び崩壊の拡大防止のため、緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。また、区は、堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

第2節 津波警報・注意報等の伝達体制

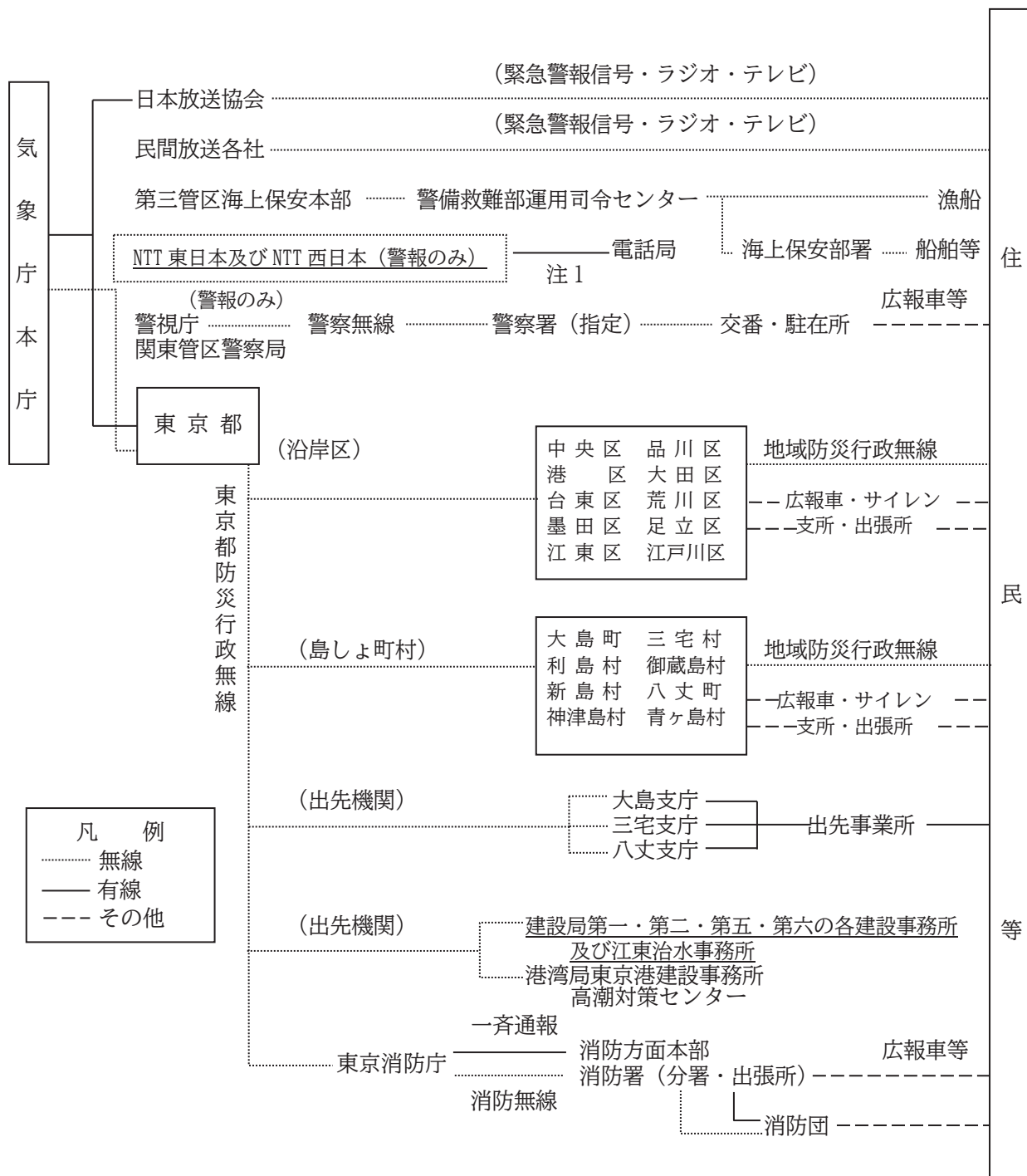
(区政策経営部・総務部)

区は、都、気象庁及び関係機関と連携し、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、区民や労働者、観光客等にいち早く伝達する体制を確立する。

- 津波警報・注意報等の通報を受けたときは、港湾管理者等と連携して対策を行う。
- 津波警報・注意報等の情報伝達は、防災行政無線（同報無線）や緊急速報メール、区ホームページ、防災ポータル、防災アプリ、安全安心メール、各種SNS、Yahoo!防災速報、CATV、コミュニティFM、公用車等、警報の状況に応じて、津波が到達するまでの間に、あらゆる手段を活用した迅速かつ正確な情報伝達を住民等に対して行い、その安全確保に努める。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）など、地上情報通信網以外にも多様な情報通信手段を用いて、迅速に津波情報や緊急地震速報等の情報把握に努める。

消防署は、都からの情報に基づき、津波の発生するおそれがあるときは、直ちに消防団に一斉通報するとともに、関係機関との連携を密に区民への周知を図る。

【津波予報（注意報・警報）伝達系統図】



- ① 気象庁本庁から「NTT 東日本及びNTT 西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。なお、「NTT 東日本及びNTT 西日本」からは、地元電話局を経由して島しょの町村及び都支庁に伝達される。
- ② 小笠原村については、気象庁本庁から父島気象観測所あて情報を通報して、小笠原村役場を通じて防災関係機関、一般市民に通知される。
- ③ 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。

第3節 津波に対する避難誘導態勢

(区総務部、深川・城東両消防署)

区は、東京湾内湾に津波警報・注意報が発表された場合は、直ちに住民等に対して避難指示等を発令し、水辺から離れた安全な場所（堅牢な建物（公共施設等）の3階以上など）へ避難するよう、防災行政無線（同報無線）等を用いた注意喚起を行う。なお、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、避難場所等への立ち退き避難をすることが望ましいことから、緊急安全確保は基本的には発令しない。

東京湾内湾に大津波警報が発表された場合は、堅牢な建物（公共施設等）の3階以上に加え、「協定」及び「覚書」に基づく一時避難施設も避難先とする。その際は、施設管理者に協力を要請するとともに、防災行政無線（同報無線）等あらゆる媒体を活用し、区民等の避難誘導を行う。

消防署は、津波の規模、来襲の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、避難状況等に関する情報を区等関係機関に提供する。

消防団は、「自分の命、家族の命を守る」ための避難行動を最優先にした後、「消防団は災害対応が本来業務、最優先事項である」とのもと、消防団長の命令により区民等に対し、堅牢な建物（公共施設等）の3階以上、又は区と「協定」若しくは「覚書」を締結している企業施設や集合住宅（団地等）への避難誘導を行う。その際、町会・自治会（災害協力隊）、事業所等と連携する。

<避難行動の考え方>

- 強い揺れや、弱くても長い揺れの地震に遭遇した場合や、東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表された場合は、直ちに沿岸部や河川から離れ、堅牢な建物（公共施設等）の3階以上、又は「協定」若しくは「覚書」に基づく一時避難施設に避難する。その際、可能な限り上階に避難する。
- 一時避難施設は、原則として東京湾内湾に大津波警報が発表された場合に開放されるものとする。

※ 第2部 第10章 応急対策 第2節「避難誘導」に準ずる。

復旧対策

第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等

(区土木部)

区の河川管理施設の応急復旧、所管施設の緊急工事等を行う。

- 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。
- 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
- 区内の河川管理施設の応急・復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

